

# 令和8年度 学校いじめ防止対策基本方針

15 板橋区立上板橋第三中学校

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) 板橋区いじめ防止対策基本方針

#### 基本理念

1 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

2 区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。

3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

#### 基本方針の3本柱

1. いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。

2. いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。

3. いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に取り組む、早期解決を図る。

条例の対象となる子どもは、①板橋区に在住している②板橋区内の学校・幼稚園・保育所に在籍している、のいずれかの条件に合致する者のうち満4歳から18歳までの者である。

区では、いつでもどこでもどの子どもにも起こりうることを前提としている。いじめはまた、学校種を問わず、どの学校にも起こりうることを前提としている。そのため、法では対象となっていない就学前の幼稚園及び保育所においても、それぞれの実情に応じて、いじめの未然防止等に対して適切な対策が講じられるべきであると考えている。学校法人等が設置者となっている幼稚園及び保育所においても、そこに在園または所在している幼児に関しては「板橋区の子ども」として、区は債務を負う。

## (2) 上板橋第三中学校いじめ対策の基本方針

### ① いじめの定義

#### 【条例】第2条

(1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

### ② いじめの早期発見のための取組

生徒一人一人の人格が尊重され、将来への夢と希望をもち、健やかに成長もできるように体制を整えることは、各校の義務となった。いじめ防止は保護者や地域の願いであり、学校の果たす責務は重大である。いじめ問題に対して、教職員が常に危機意識をもち、日常からいじめの兆候を見逃さないように努め、「いじめを生まない、許さない」姿勢で取り組むことは必然とされる。

- ア 朝の健康観察及び休み時間や給食等学校生活全体を通して、子どもの様子を綿密に観察することにより、いじめの早期発見に努める。
- イ ふれあい月間のアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から子どもから訴えがしやすい雰囲気をつくっていく。
- ウ 生活指導部会や特別支援・登校支援推進委員会等の定期的な情報共有の場を設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- エ 当該事案が発生した場合、いじめ防止対策委員会を速やかに招集し、情報共有と解決策を探り、的確に改善に向けた方策を進める。
- オ SCによる7年生への全員面接を実施し、生徒間のいじめの早期の発見につなげる。

### ③ いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、上記②のエに記載した「いじめ防止対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

- ア 被害生徒への支援として、「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行い、「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害生徒の味方であることを明言する。
- イ 被害児童・生徒への対応として、「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行い、周囲の児童・生徒、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ウ 該当する保護者への密な連絡・報告を行い、早期解決を図っていく。
- エ 加害生徒への措置として、速やかに保護者への連絡を行い、やったことの明確化、保

護者の責務を確認する等の場を設ける。

オ 事前に加害生徒の保護者へ、謝罪内容等を確認し、被害生徒が納得できる話となるような謝罪の場を設ける。

#### ④ いじめの未然防止のための取組

ア いじめは人権を侵害する絶対にゆるされない行為であることをしっかり受け止めさせ人権や人権擁護に関する知識を身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。

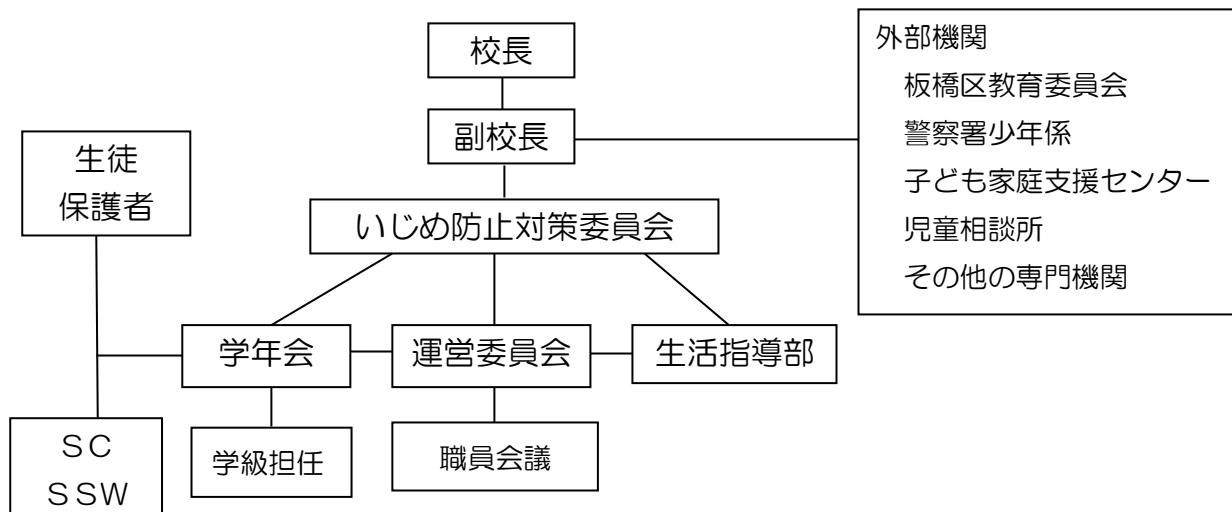
イ 校長講話や生徒会の取組等で「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけを行う。

ウ 学年行事等の表彰、道徳の授業、努力を認め合う学級の雰囲気づくり等で、一人一人を認め励まし、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

エ 個の守秘義務を守りながら、「SOSの出し方」に関する教育を推進させ、自ら配信することができる働きかけをする。

オ SNSやインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを指導し、保護者へ対してもフィルタリング設定や家庭でのルール作り等を周知徹底する。

## 2 いじめ防止対策委員会の位置付け



### いじめ防止対策委員会（三運営委員会）

【設立の目的】 いじめ防止やいじめが起きたとき等に関する措置を実効的に行う。

【役割】 いじめ防止等の取組の年間計画作成、進捗状況の確認、いじめ対応（情報収集、生徒支援、保護者対応等）

【構成員】 校長、副校長、主幹教諭、学年主任、分掌主任、特別支援コーディネーター（SC・SSW）



### 3 いじめ防止にむけた年間計画

月	主な取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議にて、いじめ防止対応について教職員で共通認識を図る。</li> <li>・保護者会・学級懇談会にて、本校におけるいじめ対応について説明する。</li> <li>・生徒理解に特化した校内研修会を行う。</li> <li>・SCによる全員面接開始（7年）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会にて本校のいじめ対応について保護者へ周知する。</li> <li>・コミュニティスクール推進委員会にて、学校のいじめ防止対応について説明する。</li> <li>・SCによる全員面接開始（7年）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行う。</li> <li>・運動会で、お互いの達成感や充実感を共有し合う。</li> <li>・講演会后、道徳の授業でSNS東京ノートを活用しいじめ防止の意識を高める。</li> <li>・Web-QU（1回目）による集団適性診断の実施。</li> <li>・SCによる全員面接終了（7年）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会で、「いじめ撲滅」のキャンペーンを行う。</li> <li>・三者面談にて、学校生活面での課題を聞き取る。</li> <li>・長期休業日直前による家庭生活の過ごし方について共有し合う</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動内で生徒観察を行う。</li> <li>・Web-QUによる集団適性診断の解析と課題への取組計画。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳授業地区公開講座の道徳の授業でいじめの題材を取り上げ、いじめ防止の意識を深める。</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティ教室等の講演会でスクアーストレイト教室にて交通安全のルール・マナーを学び、自転車による事故防止を身につける。</li> <li>・文化発表会で、お互いの達成感や充実感を共有しあう。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行う。</li> <li>・Web-QU（2回目）による集団適性診断の実施。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談にて、学校生活面での課題を聞き取る。</li> <li>・長期休業日直前による家庭生活の過ごし方について共有し合う</li> <li>・コミュニティスクール推進委員会にて、学校の現状を報告する。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価にて「いじめ防止の取組」について評価する。</li> <li>・コミュニティスクール推進委員会にて、学校の現状を報告する。</li> <li>・道徳で、いじめを題材とした読み物を取り上げる。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行う。</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針を見直す。</li> <li>・生活指導、特別活動、道徳教育等の計画を見直す。</li> </ul>

#### 4 いじめ防止に関する具体的な取組

- (1) いじめを未然に防止するため、いじめ防止に関する授業（道徳含む）を年3回実施する。
- (2) いじめを未然に防止するために調査を実施する。
- ① 年3回（6月、11月、2月）全生徒を対象としたふれあいアンケート調査を実施する。
- ② 年2回（7月、12月）三者面談の中で、いじめの有無を確認する。
- (3) 校内相談体制を整える。
- ① 生活指導部員と管理職で構成される「生活指導部会」にて、いじめが疑われる問題を含んだ各学年での生活報告を週1回必ず情報交換し、いじめ事案が発生した場合、必ずいじめ防止対策委員会を招集し、初期対応に努める。
- ② 4月以降、スクールカウンセラーによる7年生全員面接を実施し、いじめの兆候の有無を把握する。
- ③ 個々のケースについての情報共有及び共通理解、ケースごとの具体的手だてを学年会や生活指導部会において協議し関係生徒へ適切な対応を行う。
- (4) 校内研修会の実施
- ① 2学期、校内研修会にていじめ防止等対策の研修を実施し教職員の資質の向上を図る。
- ② いじめの兆候や生徒・保護者・地域からの情報や訴えに対して、いじめ防止対策委員会を実施し組織的に対応する。
- (5) 学校のいじめ防止対応について保護者や地域に周知する。
- ① 4月 全体保護者会、4・5月 部活動保護者会、2月 新入生説明会にて、本校のいじめ防止対応について説明し、各家庭での規範意識の醸成を促す。  
また、4月 修学旅行説明会、6・10月 進路説明会（9年）、12月 移動教室説明会（8年）においても、いじめ防止について周知する。
- ② 「学校だより」や学校ホームページ等を利用して、学校におけるいじめ防止への取組について掲載し、地域へも周知する。
- (6) 学校情報を積極的に発信し、区民や関係諸機関との連携を図る。
- ① 年2回（5月、10月）の小中連携研修会において、いじめ問題の対応について小中教員が検討する時間を設定する。
- ② 年3回（6月、12月、3月）のコミュニティスクール推進委員会において、学校におけるいじめの状況を説明し、課題解決への協力依頼をする。
- ③ 青少年健全育成地区委員会の会合に出席し、中学校区内におけるいじめ等の情報を共有する。

- ④ 関係者会議（子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等）等の開催により、いじめの早期対応に努力する。



## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

①に示す「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のような場面を想定し、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

②に示す「相当の期間」については、いじめを理由として欠席が年間累計30日を超えて不登校扱いとなった時点を目安とする。ただし、子どもがいじめを理由として7日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 教育委員会又は学校による調査

#### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、条例第14条に基づき組織を設け調査を実施する。

#### ② 重大事態の調査主体

まず学校が、板橋区教育委員会の指導・助言を受けながら「学校調査委員会」で調査を行う「学校調査委員会」が調査を行った結果、その結果に対し必ずしも十分でないと板橋区教育委員会が認めた場合、板橋区教育委員会の附属機関である専門委員会によって調査を行う。

### ③ 調査の内容

法第28条第1項において「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。また「事実関係を明確にする」とは重大事態に係る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。これらのことを念頭に置きながら、当該重大事態の状況に応じた調査方法等決定の上、適切に調査を進める。

#### （3） いじめによる重大事態への対処

いじめにより重大事態が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ② 学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

## 6 取組に関する点検と改善の方策

---

いじめ防止の取組に関しては、学校評価において、教職員、生徒、保護者・学校関係者の評価を行う。その結果を分析し、改善策を明らかにして、次年度へ生かしていく「いじめ未然防止のための取組に関すること」「いじめ早期発見のための取組に関すること」「いじめ早期対応・早期解決のための取組に関すること」「いじめ再発防止のための取組に関すること」については、アンケート項目に入れ、自校の取組を点検し、必要に応じて適正な対応が行えるよう学校組織として改善していく。